

# 株式取扱規則

制 定：1968/06/22

全面改訂：1982年9月8日	一部改訂：2003年6月13日
一部改訂：1987年12月9日	一部改訂：2005年11月11日
一部改訂：1988年5月2日	一部改訂：2006年5月15日
一部改訂：1989年2月8日	一部改訂：2007年10月12日
一部改訂：1989年8月9日	一部改訂：2008年12月12日
一部改訂：1989年10月23日	一部改訂：2009年6月25日
全面改訂：1992年3月6日	一部改訂：2012年3月12日
一部改訂：1999年10月8日	一部改訂：2022年8月4日
一部改訂：2000年5月2日	
一部改訂：2001年2月14日	
一部改訂：2001年9月12日	
一部改訂：2003年3月7日	

## 第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 当社の株式に関する取扱いは、定款第8条の規定に基づき、この規則によるほか、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同 事務取扱場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(少数株主権等の行使方法)

第 3 条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第 3 章及び第 4 章に規定する場合を除き、当社の定める書式により当社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受け付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第 4 条 この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

2. この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証する書面を提出しなければならない。

(証明書類及び保証人)

第 5 条 株式に関する請求、通知又は届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

## 第 2 章 諸届

(常任代理人又は仮住所)

第 6 条 株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

2. 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

3. 第 1 項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

(書面交付請求及び異議申述)

第 7 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

### 第 3 章 単元未満株式の買取請求の取扱い

#### (請求の方式)

第 8 条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

2. 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

#### (1株当たりの買取価格)

第 9 条 1株当たりの買取価格は、前条による買取請求の効力発生日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格（以下「終値」という。）とする。

2. 買取請求日に株式会社東京証券取引所の開設する市場において売買取引がないときは、その翌日の最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

#### (買取代金の支払い)

第 10 条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式の数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

2. 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、又は代理受領者を定めることができる。

#### (株式移転の時期)

第 11 条 買取請求に係る単元未満株式は、当会社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。

2. 前条第 3 項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

## 第 4 章 単元未満株式の買増請求の取扱い

### (請求の方式)

第 1 2 条 単元未満株式の買増しを請求する時は、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第 1 4 条に定める買増代金を支払う。

2. 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生じる。ただし、第 1 6 条に定める場合はこの限りでない。

### (請求可能な期間)

第 1 3 条 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定日のために設けられる基準日の 1 0 営業日前の日から当該基準日までの間はこれを停止する。

2. 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

### (1 株当たりの買増価格及び買増代金)

第 1 4 条 第 1 2 条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場における終値をもって 1 株当たりの買増価格とする。

2. 買増請求日に株式会社東京証券取引所の開設する市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。
3. 第 1 項の 1 株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額を買増代金という。

### (買増株式の移転)

第 1 5 条 買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座へ振替の申請をする。

### (買増請求の制限)

第 1 6 条 第 1 2 条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

附 則

この規則は、2022年9月1日より施行する。

以 上